

なる御次第なりし況や毎年拜見せしは、夜の節會のみなりしに、此年や幸に右のごとく改たりし白日の御式、殊にもて田舎翁が眼を驚し奉る事のみなりしま、荒々拜見の趣左に筆して孫子供への家土産に備るものなり、抑御節會の式は、内弁外弁の公卿、武官の警固、執柄の諸司等、夫々の束帶して、堂上砌下より集ひ給ふこと、式は御帳臺江出御の御作法、公卿の練足、宣命の次第、又庭上に版を設、標を建、鳥瓶子とて、頂に鳥の形の五色に色どりたる大瓶子を居置れて御酒を設給ふのありさま、内弁の大臣の開門、闈司等を仰するの事、又は立樂を奏し、舞妓の袖をひるがへし舞つるの事、其義はて、月花門にして祿を給ふまでも、悉く三節會豐の明りに同じ次第也、然して今日の義の替れるありさま、其大抵を申さんには、外弁の公卿南門より練り參らせられて、西の階より昇殿まし、臺盤につかせられて、御酒賜へる一獻二獻の間に、立樂とて、舞人樂人庭上にす、み出て音樂ヲ奏し、舞妓は東階のもとにて、袖をひるがへして、舞ひかなでしありさま、此時樂前の大夫とて、中務の丞束帶して、舞妓を誘ひ、二人也、其間に庭上に立らる、鳥瓶子より、りさま、めぐる也、舞姫は五衣ニ裳からざぬ等を著ス、二人也、造酒司の御酒うつすありさま、内豎の進退、殊に以て嚴也、又此間に庭上に立られたる標版を撤して、砂をならして庭の面を粧へば、馬寮の頭日花門より馬部舍人を率て、白き馬二疋庭上ヲ引わたして、月花門の方へわたる也、此二疋の馬には、各々馬衣を掛けて引わたす也、此義は御帳臺の中を觀覽まし、群臣も共に拜見して、事はて、入御まし、公卿も又西の階を下りて退りたまふありさま也、扱月花門の許には、大藏省の官人、祿のものをかづくありさま、最嚴重也、此節會、辰の刻の催しといえ共、やうく午の刻を少し前に始まる事、後には夜に入候ゆへ、退り給ふには、唐門より炬火をとりて、召具のもの供まうすありさま、申も中々及びなき事なり、略中

之 老邁嘉樹塚○大

〔續日本紀二十〕天平寶字三年正月甲戌、七停節會、雨也、